

鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（案）に係る  
パブリックコメントの概要

いじめ・不登校総合対策センター

- 1 実施期間 平成25年12月17日（火）～平成26年1月16日（木）
- 2 公募方法 とりネット 新聞広告 県民課等関係機関
- 3 応募件数 34件（8団体・人）
- 4 主な意見と対応方針

意見の概要	対応方針
ネットいじめ防止に対する方針が抽象的であり、具体的取組みを明示してほしい。	基本方針の文中に基本方針と「いじめ防止対策ガイドブック」をセットで活用する旨を記載した上で、ガイドブックにネットいじめに関して詳細に記述する。
いじめは「人権侵害」の一つと位置付け、犯罪にもなりうることを明示すべき。	基本方針中のいじめの定義は法とそろえるが、ガイドブックにより詳しく明記する。
方針が適用される学校の範囲や、文中の「教育委員会」が指す対象を明記すべき。	基本方針の文中で市町村の基本方針との関係を明記する。
いじめの定義をより分かりやすく掘り下げるべき。	ガイドブックに詳細に記述する。
児童生徒の主体的取組との表現は法律の文言と合わせるべき。	基本方針の文言を法律、学習指導要領等に沿った表現に改める。
県と市町村の区別を明確にしてほしい。	基本方針の文中の必要な箇所を修正する。
学校組織へのPTAの参画を明記してほしい。	ガイドブックに記載する。